

【公益車両の減免について】

公益の為、直接使用するものと認められる軽自動車のみ減免の対象となります。

減免申請には以下の書類をご提出ください

① 軽自動車税納税通知書（納付前のもの）

- ・ 市役所から、軽自動車税納税通知書が届く前に申請する場合は、必要ありません。
- ・ 軽自動車税納税通知書が届いた場合は、お支払いをせずに、原本をご提出ください。
お支払いをしてしまうと、減免が受けられません。

② 軽自動車税減免申請書（ダウンロード参照）

- ・ 申請年月日・申請者欄・電話番号は必ず記入してください。
- ・ 申請書は、市役所税制課窓口でも配布しています。

③ 自動車検査証記録事項等のコピー

減免を受ける車種により必要書類が異なります。

減免を受ける車種	必要書類
軽自動車（三輪・四輪） 小型自動二輪	①または②のどちらかを提出してください。 ①自動車検査証（R6年1月以前に発行されたA4サイズのもの） ②自動車検査証記録事項（電子車検証発行時に交付される書面）※
軽二輪	軽自動車届出済証
原動機付自転車等	標識交付証明書

④ 申請者の身分証明書（運転免許証等）

◆ 以下については申請理由により提出書類が異なります。⑤または⑥のいずれかをご提出ください ◆

【 その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車の場合 】

⑤ ナンバー及び構造変更部分が確認できる写真や仕様書

【 公益のため直接専用するものと認める軽自動車として減免申請をする場合 】

⑥ 次の表に掲げる添付書類（省略できません。必ず下記のを全て提出してください）

減免対象	添付書類
公益社団法人、公益財団法人、 社会福祉法人（社会福祉法第22条）、 社会福祉協議会（社会福祉法第109条） が直接その本来の事業（社会福祉法第2条第2項又は第3 項）の用に供する軽自動車	①定款、規約、登記事項証明書のいずれか ②車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人がそ の本来の事業の用に供する軽自動車	①定款、規約、登記事項証明書のいずれか ②認証の写し ③車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの